

カンボジア王国  
国民 信仰 国王

経済財政省  
No. 571 MEF. BK

プノンペン、2010年8月19日

輸入品及び輸出品に係る関税、公課及びその他の税の支払手続に関する省令

以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2008年9月25日付勅令第NS/RKT/0908/1054号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の関税消費税局、税務局及び国庫局を経済財政省の監督の下でのカンボジア関税消費税総局、税務総局及び国庫総局に格上げすることに関する2008年9月15日付政令第134 ANK.BK号
- 経済財政省関税消費税総局の監督の下での消費税局、関税手続局、免税区域管理局の設立に関する2008年10月6日付政令第152 ANK.BK号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

1. 輸入品及び輸出品は、適用される全ての関税、公課、その他の料金、手数料、罰金及び利息が支払われるか、または、承認された担保で保障されない限り、税関事務所又は維持保管施設又は保税倉庫から移動させてはならない。
2. 貨物は、税関の許可なく移動させてはならない。
3. 貨物は、許可が発行されたら、直ちに移動させなくてはならない。

第2条

賦課された関税、公課、その他の料金、手数料は、税関職員によって確認された詳細税関申告に基づいて計算される。

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。

### 第 3 条

同一の税関申告書上のそれぞれの品目に係る支払うべき関税及び公課は、100 リエル単位で切り上げられる。

### 第 4 条

輸出入関税、公課、その他の料金、手数料は、税関職員による詳細税関申告書の登録後、かつ貨物の検査の前に、営業時間内に税関職員に支払われなければならない。

### 第 5 条

輸入者、輸出者、又は貨物の所有者は、関税、公課、その他の料金、手数料の責任を負う。

輸入者、輸出者、又は貨物の所有者の所在が確認できない場合は、通関業者が関税、公課、その他の料金、手数料の支払の責任を負う。

一時的保管又は保税保管の場合は、当該貨物が、税関の許可を受けて、破壊、再輸出、一時輸入、個人の私用に供するための輸入、輸出、又は他の認可保管施設への移動がなされる時まで、一時的保管施設または保税倉庫の管理者が、発生した罰金も含めて、関税、公課、その他の料金、手数料の支払の責任を負う。

関税法第 26 条及び第 27 条の場合、免税又は軽減の条件がもはや満たされなくなったときは、関税、公課、その他の料金、手数料の支払の責任は、免税または軽減を受けた者、又は、その者の所在が確認できない場合は当該貨物を支配下に置く者が負う。

運輸機関の運転者を含めて、運輸機関が関税領域に入るときに輸入品を支配下に置く者は全て、当該貨物に係る関税、公課、その他の料金、手数料の責任を負う。

### 第 6 条

関税、公課、その他の料金、手数料の支払は、現金、小切手、支払手形、又は、カンボジア中央銀行の使用のために許可・認可されたその他の形態の金融商品の形態で、リエル建てで行われなければならない。

支払いは、税関及びカンボジア中央銀行が制定する条件と手続に従う、電子的資金送金によって行うこともできる。

### 第 7 条

税関は、関税、公課、その他の料金、手数料の支払を証するものとして、上記の第 6 条の規定の定めるところにより、カンボジア中央銀行が発行する公式領収書を受け入れる。

### 第 8 条

税関は、全ての支払の受取りに対し、公式領収書を発行しなければならない。

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。

## 第9条

税関は、当該物品に賦課された関税、公課、その他の料金、手数料の支払に十分な金額の預け金、認可担保が事前に提供された場合には、関税、公課、その他の料金、手数料の支払に先立って貨物の引取りを許可することができる。

この手続きを利用したいと望む者は、税関に書面での申請書と、担保または保証を提出することが必要である。継続的使用のための常備担保を預託することを望む者は、未決済の関税、公課、その他の料金、手数料を常時上回る金額の単一の担保を提供することができる。この担保の金額は、未決済の関税、税金、その他の料金、手数料の金額がこの担保金額を超えないことを確保するために、税関によって監視されなければならない。

このような担保の形態と金額については、関税法第41条の規定に定めるところにより、経済財政省の省令によって定められるものとする。

賦課された金額の全額の支払いは、貨物を引き取った日から30日以内になされなければならない。支払いができない場合は、税関は、未払い分を徴収するために、制定された手続の定めるところにより、預託された担保を取立て、罰金と金利を査定する。

## 第10条

未決済の関税、公課、その他の料金、手数料の金額について紛争又は不服申立がある場合、輸入者、輸出者、貨物の所有者、又はその代理人は、紛争又は不服申立に関する公式決定を待つ間に、未決済の関税、公課、その他の料金、手数料及び罰金(必要な場合)の最大額に等しい現金預託または認可担保の提供により、税関からの貨物の引取りを許されることができる。

## 第11条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

## 第12条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには 原文をご参照ください。

王宮省  
上院事務局  
国民議会事務局  
カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府  
閣僚評議会

「今後通達する」  
第 12 条に規定する通り  
官報  
公文書保管所